

介護報酬単位の見直し案

(変更点は下線部)

現 行	改 正 案
<p>○指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）</p>	<p>○指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）</p>
<p>一 指定介護予防サービスに要する費用の額は、別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表により算定するものとする。</p> <p>二 指定介護予防サービスに要する費用の額は、別に厚生労働大臣が定める一単位の単価に別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。</p>	<p>一 指定介護予防サービスに要する費用の額は、別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表により算定するものとする。</p> <p>二 指定介護予防サービスに要する費用（別表中介護予防短期入所療養介護に係る緊急時施設療養費（特定治療に係るものに限る。）及び特別療養費並びに特定診療費として算定される費用を除く。）の額は、別に厚生労働大臣が定める一単位の単価に別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。</p>
<p>三 前二号の規定により指定介護予防サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に一日未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。</p>	<p>三 前二号の規定により指定介護予防サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に一日未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。</p>
<p>別表</p>	<p>別表</p>
<p>9 介護予防短期入所療養介護費</p>	<p>9 介護予防短期入所療養介護費</p>
<p>イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費</p>	<p>イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費</p>
<p>(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費</p>	<p>(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費</p>
<p>(一) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)</p>	<p>(一) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)</p>
<p>a 要支援1</p>	<p>i 要支援1</p>
<p>b 要支援2</p>	<p>ii 要支援2</p>
<p>(二) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)</p>	<p>b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)</p>
<p>a 要支援1</p>	<p>i 要支援1</p>
<p>b 要支援2</p>	<p>ii 要支援2</p>
<p>617単位</p>	<p>617単位</p>
<p>771単位</p>	<p>771単位</p>
<p>558単位</p>	<p>558単位</p>
<p>698単位</p>	<p>698単位</p>

(2) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

(一) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

(I)

a 要支援1	624単位
b 要支援2	780単位

(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

(II)

a 要支援1	624単位
b 要支援2	780単位

ii 要支援2	698単位
---------	-------

b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1	617単位
--------	-------

ii 要支援2	771単位
---------	-------

(三) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(III)

a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1	558単位
--------	-------

ii 要支援2	698単位
---------	-------

b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1	617単位
--------	-------

ii 要支援2	771単位
---------	-------

(2) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

(一) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

(I)

a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

(i)

i 要支援1	624単位
--------	-------

ii 要支援2	780単位
---------	-------

b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

(ii)

i 要支援1	624単位
--------	-------

ii 要支援2	780単位
---------	-------

(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

(II)

a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

(i)

i 要支援1	624単位
--------	-------

ii 要支援2	780単位
---------	-------

b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

(ii)

i 要支援1	624単位
--------	-------

ii 要支援2	780単位
---------	-------

(三) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

(III)

a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所（指定介護予防サービス基準第187条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス基準第186条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士若しくは作業療法士の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

(i)	
i 要支援1	624単位
ii 要支援2	780単位
b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
(ii)	
i 要支援1	624単位
ii 要支援2	780単位

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所（指定介護予防サービス基準第187条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス基準第186条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士若しくは作業療法士の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。

- 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ）
  - ・ 現行の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費と同様。
- 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（Ⅱ）又は介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（Ⅲ）
  - ・ 平成18年7月1日から平成24年3月31日までの間に病床の転換を行って開設した介護老人保健施設である介護予防短期入所療養介護事業所であること。
  - ・ 算定日が属する月の前3月間において、利用者及び当該介護老人保健施設入所者のうち、「経管栄養」若しくは「喀痰吸引」を実施している者の割合が15%以上又は「認知症高齢者の日常

- 2 (2)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設については、リハビリテーション機能強化加算として、1日につき30単位を所定単位数に加算する。
- 4 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 5 次のいずれかに該当する者に対して、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を支給する場合は、介護老人保健施設

生活自立度判定基準」におけるランクMに該当する者の割合が〇%以上であること。

(介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)は40人以下の施設のみ算定可。)

※ 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の内容は次のとおり。

- 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)
  - ・ 現行の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費と同様。
- 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)
  - ・ 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の基準を満たしていること。
  - ・ 利用者の数を41で除して得た数以上の夜勤を行う看護職員を配置していること。
- 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)
  - ・ 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の基準を満たしていること。
  - ・ 看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、夜勤時間帯を通じて連絡体制を整備し、かつ、必要に応じて診療の補助を行う体制を整備していること。

注：ユニット型においても同様の施設基準

- 2 (2)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設については、リハビリテーション機能強化加算として、1日につき30単位を所定単位数に加算する。
- 4 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 5 次のいずれかに該当する者に対して、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を支給する場合は、介護老人保健施設

介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定する。

- イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
  - ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者
  - ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- 6 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護保健施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。
- 7 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。

介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)又は介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)を算定する。

- イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
  - ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者
  - ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- 6 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護保健施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。
- 7 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。
- 8 (1)(ニ)及び(三)並びに(2)(ニ)及び(三)について、利用者に対して、指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、特別療養費として、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を所定単位数に加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定めるもの及び単位数  
○ 別紙4を参照。

- 9 (1)(ニ)及び(三)並びに(2)(ニ)及び(三)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、療養体制維持特別加算として、1日につき27単位を所定単位数に加算する。

- (3)~(5) (略)
- 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
- (1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1日につき)
- (一) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)
- a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)
- i 要支援1 534単位
- ii 要支援2 667単位
- b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)
- i 要支援1 618単位
- ii 要支援2 772単位
- (二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)
- a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)
- i 要支援1 498単位
- ii 要支援2 622単位
- b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)
- i 要支援1 582単位
- ii 要支援2 727単位
- (三) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III)
- a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)
- i 要支援1 473単位
- ii 要支援2 591単位
- b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)
- i 要支援1 557単位
- ii 要支援2 696単位
- (2) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準

○ 介護職員を4:1で配置していること。

○ 転換前、介護職員を4:1で配置していたこと。

(今後、利用者の介護ニーズについて実態を把握し、介護療養型医療施設からの転換が終了する平成24年4月以降の対応を検討する。)

- (3)~(5) (略)
- 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
- (1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1日につき)
- (一) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)
- a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)
- i 要支援1 534単位
- ii 要支援2 667単位
- b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)
- i 要支援1 618単位
- ii 要支援2 772単位
- (二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)
- a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)
- i 要支援1 498単位
- ii 要支援2 622単位
- b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)
- i 要支援1 582単位
- ii 要支援2 727単位
- (三) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III)
- a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)
- i 要支援1 473単位
- ii 要支援2 591単位
- b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)
- i 要支援1 557単位
- ii 要支援2 696単位
- (2) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)
- (一) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)
- a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)
- i 要支援1 534単位
- ii 要支援2 667単位

<u>(一) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)</u>	
a 要支援1	534単位
b 要支援2	667単位
<u>(二) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(II)</u>	
a 要支援1	618単位
b 要支援2	772単位
(3) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	
<u>(一) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)</u>	
a 要支援1	625単位
b 要支援2	781単位
<u>(二) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)</u>	
a 要支援1	625単位
b 要支援2	781単位

注1 療養病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟(療養病床に係るものに限る。)において、指定介護予防短期入所

<u>b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)</u>	
i 要支援1	618単位
ii 要支援2	772単位
<u>(二) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(II)</u>	
<u>a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)</u>	
i 要支援1	534単位
ii 要支援2	667単位
<u>b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)</u>	
i 要支援1	618単位
ii 要支援2	772単位
(3) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	
<u>(一) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)</u>	
a 要支援1	625単位
b 要支援2	781単位
<u>(二) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)</u>	
a 要支援1	625単位
b 要支援2	781単位
(4) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	
<u>(一) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)</u>	
a 要支援1	625単位
b 要支援2	781単位
<u>(二) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(II)</u>	
a 要支援1	625単位
b 要支援2	781単位

注1 療養病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟(療養病床に係るものに限る。)において、指定介護予防短期入所

療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (3)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。

イ 病院療養病床療養環境減算(Ⅰ)	25単位
ロ 病院療養病床療養環境減算(Ⅱ)	85単位

4 医師の配置について、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第49条の規定が適用されている病院については、1日につき12単位を所定単位数から減算する。

5 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 夜間勤務等看護(Ⅰ)	23単位
ロ 夜間勤務等看護(Ⅱ)	14単位
ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ)	7単位

6 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

7 次のいずれかに該当する者に対して、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくは病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)又は病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費を支給する場合は、それぞれ、病院療養病床介護予防短期入所療養

療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (3)及び(4)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所については、病院療養病床療養環境減算として、1日につき25単位を所定単位数から減算する。

4 医師の配置について、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第49条の規定が適用されている病院については、1日につき12単位を所定単位数から減算する。

5 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 夜間勤務等看護(Ⅰ)	23単位
ロ 夜間勤務等看護(Ⅱ)	14単位
ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ)	7単位

6 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

7 次のいずれかに該当する者に対して、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくは病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)又は病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)若しくは病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

介護費(Ⅰ)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)若しくは病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)又は病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定する。

- イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
  - ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者
  - ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- 8 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注5の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1及び注5の規定による届出があったものとみなす。
- 9 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。

(4) 栄養管理体制加算

- (一) 管理栄養士配置加算 12単位
- (二) 栄養士配置加算 10単位

注1 (一)については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

- イ 管理栄養士を1名以上配置していること。
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所であること。

2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合している

を支給する場合は、それぞれ、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)若しくは病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)又は病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)若しくは病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)を算定する。

- イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
  - ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者
  - ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- 8 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注5の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1及び注5の規定による届出があったものとみなす。
- 9 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。

(5) 栄養管理体制加算

- (一) 管理栄養士配置加算 12単位
- (二) 栄養士配置加算 10単位

注1 (一)については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

- イ 管理栄養士を1名以上配置していること。
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所であること。

2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合している

ものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

イ 栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所であること。

**(5) 療養食加算** 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。

**(6) 特定診療費**

利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

ハ 療養病床を有する診療所における介護予防短期入所療養介護費

(1) 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

(一) 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費（I）

a 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費（i）

i 要支援1 517単位

ii 要支援2 646単位

b 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費（ii）

i 要支援1 601単位

ii 要支援2 751単位

(二) 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費（II）

a 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費（i）

ものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

イ 栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所であること。

**(6) 療養食加算** 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。

**(7) 特定診療費**

利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

ハ 療養病床を有する診療所における介護予防短期入所療養介護費

(1) 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

(一) 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費（I）

a 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費（i）

i 要支援1 517単位

ii 要支援2 646単位

b 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費（ii）

i 要支援1 601単位

ii 要支援2 751単位

(二) 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費（II）

a 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費（i）

- i 要支援1 447単位
- ii 要支援2 559単位
- b 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)
  - i 要支援1 536単位
  - ii 要支援2 670単位
- (2) ユニット型診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(1日につき)
  - (一) ユニット型診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)
    - a 要支援1 608単位
    - b 要支援2 760単位
  - (二) ユニット型診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)
    - a 要支援1 608単位
    - b 要支援2 760単位

注1 療養病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室(療養病床に係るものに限る。)において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 2 (2)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所については、1日につき60単位を所定単位数から減算する。

4 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うこ

- i 要支援1 447単位
- ii 要支援2 559単位
- b 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)
  - i 要支援1 536単位
  - ii 要支援2 670単位
- (2) ユニット型診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(1日につき)
  - (一) ユニット型診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)
    - a 要支援1 608単位
    - b 要支援2 760単位
  - (二) ユニット型診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)
    - a 要支援1 608単位
    - b 要支援2 760単位

注1 療養病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室(療養病床に係るものに限る。)において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 2 (2)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所については、診療所療養病床設備基準減算として、1日につき60単位を所定単位数から減算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準

○ 病室に隣接する廊下の幅が内法による測定で1.8m(両側に病室がある廊下については2.7m)未満であること。

4 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うこ

とが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

5 次のいずれかに該当する者に対して、診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)又は診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)を支給する場合は、それぞれ、診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)又は診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

6 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。

7 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、療養病床を有する診療所における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。

(3)~(5) (略)

二・ホ (略)

とが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

5 次のいずれかに該当する者に対して、診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)又は診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)を支給する場合は、それぞれ、診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)又は診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

6 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。

7 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、療養病床を有する診療所における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。

(3)~(5) (略)

二・ホ (略)